

考查課情報

令和2年9月
第137号

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2023年12月末

飲酒に起因した事件事故の未然防止 の徹底について



これまで非行の未然防止に向け、様々な注意喚起をしているところですが、依然として飲酒に起因した事件事故が発生しており、その多くが深酒や長時間飲酒に起因するものであり、最近では特に、飲み会時における経験の浅い女性職員に対するセクハラや職員間のトラブル(暴力沙汰)などの事件が頻発している状況です。

皆さん、日頃からどのようにストレス発散していますか？適度にストレス発散できていますか？

お酒でストレス解消するのも一つの方法ですが、度が過ぎると事件事故や欠勤に繋がる場合もあります。お酒は程々にしましょう！

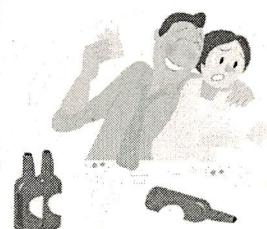
○過去の事例

- ・長時間飲酒をし、泥酔した挙句、飲食店とトラブル、警察に通報され身柄保護
- ・自身の適量を超えた飲酒をした結果、電車内で女性に抱きつき、現行犯逮捕
- ・長時間飲酒をした結果、カバンや共済組合員証が入った財布を紛失
- ・同僚らとの長時間飲酒の結果、翌日に無断欠勤、上司等が本人の安否確認をするために多大な事務量を投下
- ・飲み会の翌日に自動車を運転し、事故を起こす。酒気帯び状態であったことも発覚
- ・飲み会中に泥酔し、職場の同僚と口論、殴る蹴るなどの暴力をふるう
- ・職場の飲み会で若い女性職員に卑猥な言動や身体的接触を行う(セクハラ)

いずれの事件事故も「適正飲酒5つのマナー」を守らなかつたために生じたものです。

飲酒に起因した事件事故が発生した場合、事件等を起こした本人が懲戒処分等の対象になることはもちろん、酩酊している職員に対して、適切な対応をとっていかなかった場合には、一緒に飲酒していた者(同伴者)も責任を問われる可能性がありますので、改めて5つのマナーの徹底を心がけてください。

「自分は大丈夫！」と考えているそのあなた！あなたが一番危ないかもしません。その日の体調によって自分の適量も変わります。「明日は我が身」と考えましょう。



○「適正飲酒5つのマナー」の徹底～みんなを守る合言葉～

- 1 お互いに注意喚起し、適量飲酒にとどめよう。
- 2 他人への飲酒の強要はやめよう。
- 3 会合の時間は、2~3時間以内としよう。
- 4 メンバー全員がその日のうちに帰宅できる時刻までに解散しよう。
- 5 2次会は自粛しよう。

